

○ 山田町災害復興支援事業等検証委員会設置要領

(趣旨及び設置)

第1 この要領は、緊急雇用創出事業（以下「事業」という。）に係る山田町災害復興支援事業（平成23年度）及び復興やまだ応援事業（平成24年度）について、補助事業者としての県の対応を検証するとともに、事業の適切な執行管理のあり方を検討することを目的とし、山田町災害復興支援事業等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助事業者としての県の対応の検証
- (2) 前号の検証に基づく課題の抽出と事業の適切な執行管理のあり方の検討
- (3) その他業務の改善に必要な事項の調査及び研究

(組織)

第3 委員会は、学識経験者2名以上及び別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 学識経験者は、人格及び識見に優れ、公正中立な立場を堅持し、客観的に検証及び評価をすることができる者のうちから、商工労働観光部長が委嘱する。

(運営)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には商工労働観光部副部長を、副委員長には雇用対策・労働室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(秘密の保持)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、商工労働観光部商工企画室及び雇用対策・労働室において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

別表

所属・職	氏名	摘要
商工労働観光部副部長	桐田 教男	委員長
商工労働観光部雇用対策・労働室長	寺本 樹生	副委員長
総務部法務学事課特命課長（法務指導）	菊池 優太	
総務部人事課組織行革担当課長	岩渕 伸也	
政策地域部市町村課総括課長	五月女 有良	
出納局指導審査課長	小原 博	